

平成27年(行ウ)第328号外

年金引下げ違憲訴訟の移送申立ての取下げを求める要請書

2015年12月14日

法務大臣 岩城 光英 殿

年金引下げ違憲訴訟 原告ら訴訟代理人

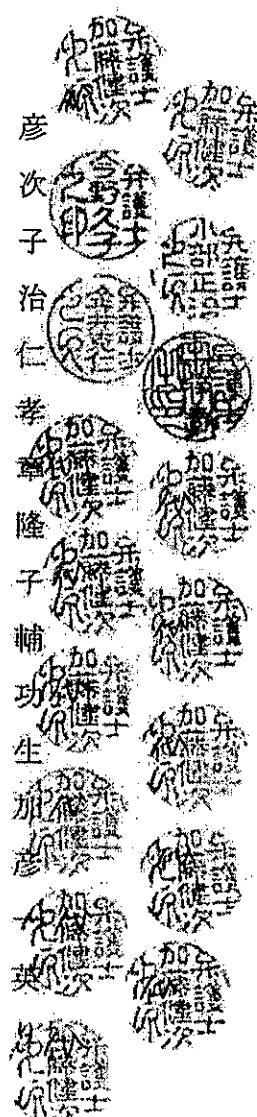
弁護士

同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同 同

哲健久 正克伊 加今 小金本 新渕 千山八齊 鈴関佐鈴淵

岩藤野部井田井上葉田坂藤木本藤木脇

彦次子治仁孝章隆子輔功生加彦英



《連絡先》

〒160-0004 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル

東京法律事務所

電話 03-3355-0611 FAX 03-3357-5742

弁護士 加藤健次

要請の趣旨

全国の地方裁判所に提訴されている年金引下げ違憲訴訟（2013年12月4日月で厚生労働大臣がなした年金減額決定の取消請求訴訟）について、高等裁判所の所在地以外の地方裁判所において国が行った移送の申立てを取り下げ、それぞれの地方裁判所で応訴することを求める。

要請の理由

1 取消訴訟を前提とする移送の申立

(1) 各地の原告らは、2013年12月4日付で厚生労働大臣がなした年金減額決定の取消を求める訴訟を各地方裁判所に提起した。

原告らは、各都道府県に所在する日本年金機構の年金事務センター及び年金事務所が行政事件訴訟法12条3項の「当該処分又は裁決に関し事案の処理に当たつた下級行政機関」にあたること、社会保険審査会委員長からの「保険者が行った処分の取消し又は当審査会が行った裁決の取消しの訴えは、・・・国を被告として、お住まいの地域の地方裁判所に提起することができます。」と記載された通知書による教示がなされたことなどから、原告らの住所地を管轄する地方裁判所に取消訴訟の管轄があるとして、訴訟を提起した。

(2) ところが、国は、年金事務センター及び年金事務所は、「当該処分又は裁決に関し事案の処理に当たつた下級行政機関」には当たらない、社会保険審査委員長の教示は国を拘束するものではないなどとして、行政事件訴訟法12条4条に基づき、原告らの所在地を管轄する高等裁判所原告の普通裁判籍の所在地を管轄する高等裁判所の所在地を管轄する地方裁判所に対して事件を移送する旨の申し立てを行った。

2 東京地方裁判所における裁判官の釈明と訴えの変更の可能性

(1) 本年12月2日、東京地方裁判所に係属する本件訴訟の第一回口頭弁論において、民事第38部の谷口豊裁判長は「本件減額決定は行政処分には該当せず、取消訴訟ではなく、給付訴訟によるべきではないか」と述べ、本件減額決定の

处分性について、国の見解を次回の口頭弁論で明らかにするように釈明した。

- (2) かりに本件減額決定に处分性が認められないとするとき、本件減額決定を取消訴訟で争うことはできなくなる。この場合には、行政事件訴訟法第21条1項に基づき、本件年金減額決定の無効を前提とする差額請求の給付訴訟に訴えの変更を申し立てることになると思われる。

給付訴訟への訴えの変更がなされた場合には、裁判管轄について行政事件訴訟法12条の適用はなくなり、義務履行地（原告らの居住地）を管轄する裁判所が管轄裁判所となる（行政訴訟法7条、民事訴訟法5条1号）。

この場合、当然のことながら、国の移送申立ては、却下を免れない。

- (3) 現在、高裁所在地以外の地方の原告らは、本件減額決定の处分性の有無に関する裁判所の判断にかかわらず、給付請求への訴えの変更を行うことによって、原告らの所在地の地方裁判所で審理ができるよう検討を行っている。

3 結語

原告らの訴えの変更が認められた後においては、原告らの居住地の地方裁判所に管轄が生じることになるが、訴えの変更の手続を待っていては、裁判手続上無用の混乱が生じることが予想される。

もともと、管轄をめぐっては、社会保険審査委員長の教示内容や原告らの裁判を受ける権利（憲法32条）に照らして、原告らが提訴した各地方裁判所で審理を行うことが正義に適い、訴訟経済にも資するものであった。

以上の事情を踏まえて、国が、各地方裁判所に提起した移送申立てを取り下げ、原告らが提訴した各地方裁判所で応訴することを要請する次第である。

なお、本件については、各地で原告らから同様の申入がなされることが予定されているので、各地での申入に対して誠実に対処し、各地方裁判所で審理が開始されるよう協力することをあわせて要請する。

以上